

直近の感染状況

各週の感染者数推移（1日平均・人）

〔 県内発表分
単位：人 〕

4/2~4/8	4/9~4/15	4/16~4/22	4/23~4/29	4/30~5/6
21.0	23.5	37.4	51.7	39.5

病床使用率の推移（%）

4/8	4/15	4/22	4/29	5/6
42.3	49.0	54.3	53.6	59.4

○ クラスターが多数発生！

・福祉施設・飲食店

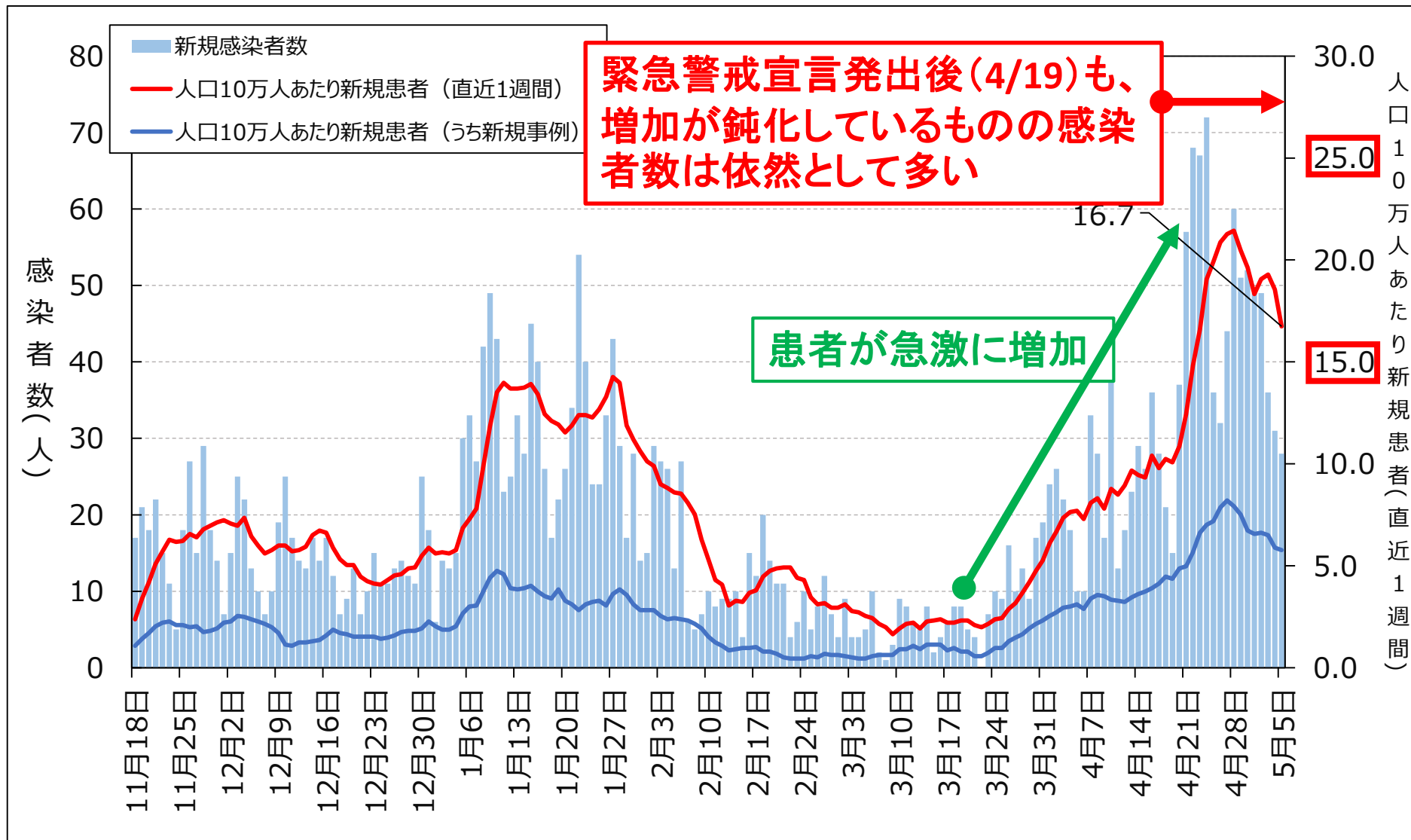
・事業所内での「居場所の切り替わり（食堂、休憩など）」

4月19日緊急警戒宣言
発出後も15事例！

▶▶ 感染者数は高水準で予断を許さない状況！

県内患者発生状況 (n=R3.5.5時点)

◆人口10万人あたりの新規感染者は、3月下旬以降増加傾向

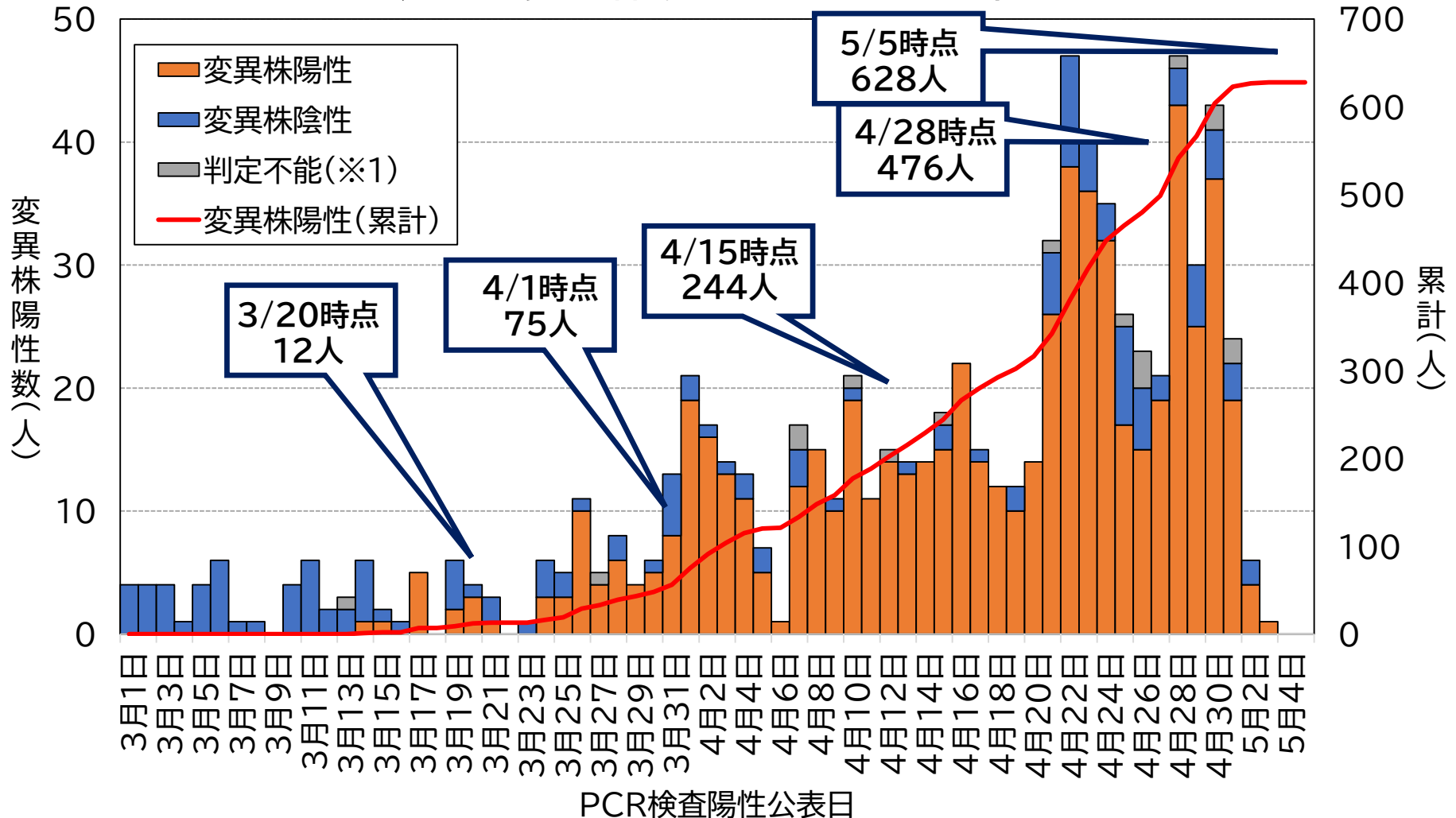


変異株陽性者発生状況 (n=628, R3.5.5時点)

◆ 3月下旬以降、変異株陽性者数が急増

変異株：従来型に比べ感染力が強いとされている

◆ 4/26～5/2公表分の変異株陽性率は86% (保環研のみ)



※1:検体中に含まれるウイルス量が少ないため、陽性又は陰性のいずれかの結果が得られなかった事例を判定不能としている。

まん延防止等重点措置 適用

5月9日(日)から5月31日(月)まで

実施区域：三重県全域

重点措置実施区域：

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

県民の皆様へ

新たな要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

○日中も含め、外出や移動を避けて

※生活の維持に必要な場合を除く

特措法第24条第9項に基づく要請

○20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けて

※重点措置区域のみ特措法第31条の6第2項に基づく要請

○大人数や長時間におよぶ飲食は避けて

○県境を越える移動は避けて ※生活の維持に必要な場合を除く

県外の皆様への協力依頼

○三重県への移動を避けて ※生活の維持に必要な場合を除く

事業者の皆様へ（重点措置区域内）

特措法第31条の6第1項に基づく要請

- 飲食店における営業時間の短縮（20時迄）
- 飲食店におけるカラオケ設備の利用の停止

新たな要請（特措法第31条の6第1項に基づく要請）

- 飲食店において酒類の提供を行わないこと

新たな要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

- 床面積1000㎡超の運動施設、遊興施設、物品販売業者等における営業時間の短縮（20時迄）

事業者の皆様へ（重点措置区域外）

特措法第24条第9項に基づく要請

○飲食店における**営業時間の短縮**
（20時迄）

○飲食店における**カラオケ設備の**
利用の停止

全ての事業者の皆様へ

特措法第24条第9項に基づく要請

- 感染拡大予防ガイドラインの遵守、感染防止対策の徹底
- 事業所での従業員への感染防止対策などの徹底
- 生活様式や文化の違いを考慮した感染防止対策等について、外国人の方への丁寧な周知

協力依頼（特措法に基づかない）

- 出勤者の7割削減の取組等 依頼内容を強化